

- i 本報告書は、測定を実施した単位作業場所ごとに発行すること。
- ii 記載に当たっては、この記載要領を参照して測定結果を正しく記入すること。
- iii 「報告書(証明書)番号」は、後日この番号により測定内容を追跡できるように番号を付けること。

報告書(証明書) A様式・B様式・C様式・D様式共通

No.

- ②-(2) 作業環境測定結果を統括管理する作業環境測定士の氏名を記載すること。管理担当者には、作業環境測定インストラクターなど一定以上の能力を有する作業環境測定士が望ましいこと。
- ⑤ 作業環境測定に関するデザイン、サンプリング及び分析技術に係る精度管理事業への参加の有無を記載すること。
- ⑥ 事業場からの問い合わせに的確に回答できる当該単位作業場所の作業環境測定を実施した作業環境測定士氏名を記載すること。
- ⑦ 「登録に係る指定作業場の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- ⑦-(2) 「個人サンプリング法が実施できる旨の登録の有無」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
 - 1. 当該事業場(工場)で通常用いている作業場の名称を記入すること。
 - 2. 管理濃度の値は単位を付けて記入すること(混合溶剤の場合には混合溶剤と記載した上で、その主成分の物質名を記載し、管理濃度は換算値として「1(無次元)」と記載すること。)
 - 3. 2日目の測定を実施しなかった場合は該当欄に※印を記載すること。
 - 4. 「A・C測定結果」の「A・C」欄は、該当する項目を○で囲むこと。
 - ・「B・D測定値」の「B・D」欄は、該当する項目を○で囲むこと。
 - ・A・C測定結果の1日目、2日目の欄にはM₁、M₂を、「1日目と2日目の総合」欄にはMの値を記載すること(1日のみの場合は、「1日目と2日目の総合」欄にはM₁の値を記載すること。)
 - ・B・D測定値が定量下限の値に満たない場合には、定量下限の値を記入すること。
 - ・A・C測定のみ実施した場合は、「B・D測定値」の欄に斜線を引くこと。
 - ・A・C測定及びB・D測定の「区分」の欄は該当する項目を○で囲むこと。

管理濃度をE、A測定又はC測定の第1評価値をE₁、第2評価値をE₂として、E₁<Eならば「Ⅰ」、E₁≥E≥E₂ならば「Ⅱ」、E₂>Eならば「Ⅲ」、B測定又はD測定の測定値をCとして、C<Eならば「Ⅰ」、E×1.5≥C≥Eならば「Ⅱ」、C>E×1.5ならば「Ⅲ」が該当すること。

 - ・管理区分の欄は該当する項目を○で囲むこと。

【事業場記入欄】

作業環境測定機関が記入するのではなく、次に掲げる事項について、【事業場記入欄】の作成者に説明すること。

- ・(1)の「A・C測定結果」及び「B・D測定結果」欄は、該当する年月の測定における該当項目を○で囲むこと。
- ・「衛生委員会、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織の意見」、「産業医又は労働衛生コンサルタントの意見(第三管理区分改善困難等の場合は、作業環境管理専門家の意見)」欄には、この測定結果を基に、今後、改善していくべき点に対するそれぞれの立場からの具体的方法等を記載し、第三管理区分改善困難等の場合は、作業環境管理専門家の意見を記入すること。
- ・「作業環境改善措置の内容」欄には、その講じた措置の概要を具体的に記載すること。この際同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付してもよいこと。

別紙 作業環境測定結果記録表

1 A及び1 Bページに掲げる表

No.	A	B
⑪	実施の項目別に業務に携わった作業環境測定士の氏名を記入すること。	
⑬		特定化学物質の第1類にあつては特1・第2類にあつては特2を、有機溶剤の第1種にあつては有1・第2種にあつては有2を、鉛にあつては鉛を、石綿にあつては石を、これら以外の物質についてはその他を○で囲むこと。
⑭	当該作業場で発散する物質の名称をクレ-、タルク、カーボンブラック、石英、亜鉛等具体的に記入すること。	通称(例えばクロム酸系顔料、ジアゾ染料、クリアラッカー、ゴム系接着剤等)を記入すること。
⑮	kg、L等单位も忘れずに記入すること。	
⑯	欠番	鉛にあつては、安衛法施行令別表第4、有機溶剤にあつては、有機則第1条第1項第6号に掲げる業務の記号を記入すること。
⑰	欠番	特定化学物質にあつては、安衛法施行令別表第3、有機溶剤にあつては、安衛法施行令別表第6の2に掲げる物質

		の名称、「その他」に○をつけた場合には、これらに準じて名称を記入すること。
⑱	欠番	㉑で有の場合、平成2年7月 17 日付け基発第 461 号通達を参照して算出した値を記入すること。
㉒	B測定値が2以上得られた場合には、そのうち最大の値が得られた日時等を記入すること。	
㉓	測定を実施した単位作業場所が分かるように番号等を記入すること。	
㉔	おおよその広さを記入すること。	
㉕	㉓の数と異なる場合のみ記入すること。記入しない場合には、「-」を記入すること。	
㉖	<p>(1) 有害物の分布状況</p> <p>①発生源となる装置、作業等を全て記入する。</p> <p>②発生源に設置されている局所排気装置の吸引状況を記入する。</p> <p>③発生源からの発散状況・拡散要因・分布の範囲を記入する。</p> <p>(2) 労働者の作業中の行動範囲</p> <p>①作業数と各作業者の作業内容を記入する。</p> <p>②作業者の行動範囲を記入する。</p> <p>(3) 単位作業場所の範囲を決定した理由</p> <p>(1) 有害物の分布状況又は(2) 作業者の行動範囲から決定したのか、あるいは(1)と(2) 両方を考慮して決定したのか等、最終的に決定した理由を記入する。また、単位作業場所の範囲を記入する(図面と整合していなければならない)。</p>	
㉗	<p>デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定した理由を記述すること。</p> <p>併行測定を行う測定点を決定した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源から発生した粉じんの粒径を記入する。 ・粉じんの分布状況とその要因となる気流の状況を記入する。 ・上記を判断材料として決定した適切な併行測定点と発生源との距離や位置関係を記入する(図面と整合していなければならない)。 ・当該測定点付近には併行測定に影響を与えるような強い気流がないことを確認した旨を記入する。 	<p>検知管法で測定できる有機溶剤等を測定する場合は、当該物質以外の物の測定値に影響を及ぼすおそれがある場合は認められていないが、特例許可を受けることにより、検知管法で測定できる。</p> <p>①デザインにおいて決定されたA測定点及びB測定点のうち、検知管による測定を行った結果、その指示値が最大の測定点、②前回の測定における各測定点のうち、測定値が最大の測定点のいずれかから決定したかを記入する。ただし、②の測定点を併行測定点とした場合に、当該測定点における検知管の指示値が①のA測定点及びB測定点の指示値に比べて著しく小さいときは、①の測定点を併行測定点とすること。</p>
㉘	<p>デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定した理由を記述すること。</p> <p>①発生源に近接する場所において行われる作業を全て記入する。</p> <p>②上記作業が複数ある場合は、最も高濃度となる作業位置をB測定点とするが、高濃度になると判断した理由とB測定点の位置を記入する。濃度が最も高くなるとされる作業位置が決められない場合は、該当する作業位置をすべて測定した結果から決めることを記入する(図面と整合していなければならない)。</p> <p>③決定したB測定点における作業中で最も高濃度になる時刻にB測定を実施するが、最も高濃度になる時刻と判断した理由を記入する。</p> <p>④ B測定を実施しなかった場合は、その理由を記入する。</p>	
㉙	<p>デザインを実際に行った作業環境測定士が、決定した理由を記述すること。</p> <p>①単位作業場所の広さが30 m²以下であることを記入する。</p> <p>②過去に実施した作業環境測定の記録により、測定値の幾何標準偏差が1.2以下であることを記入する。</p>	
㉚(2)	<p>A測定の測定点の間隔を6m超に決定した理由を記述すること。</p> <p>①過去に実施した作業環境測定の記録により、測定値の幾何標準偏差が1.2以下であることを記入する。</p>	
㉛	欠番	作業環境測定基準(昭和51年4月22日労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)第10条第3項又は第13条第3項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可(以下「監督署長許可」という。)を受けている場合に記入すること。

2A・2Bページに掲げる図面

- (1) 事業場名、作業場名を記入する。図面に関しては、測定実施時の単位作業場所及びその周囲との様子が理解できるように、〔記号〕を参照して、主要な設備、A測定点、B測定点、併行測定点、局所排気装置のフードの位置と種類、発生源の位置、気流の滞留状態、作業者の位置(固定位置や移動先位置)、単位作業場所の範囲、風速及び風向き等を記入すること。また、必要に応じ、全体換気装置、空調設備(換気扇、扇風機、ルーフファン等)、窓等の開口部等の位置等も記入すること。ただし、一つの作業場に単位作業場所が2以上ある場合には、単位作業場

所の位置関係が分かるような図又は単位作業場所の四方が仕切られていない場合には単位作業場所の周辺の作業場が分かるような図を併記すること。この際、同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付してもよい。

単位作業場所の縦・横の寸法(縦と横の比は必ず同一とする)は必ず記入すること。

(2) その他必要とする記号等は、記号のところに必ず記号と説明とを記入すること。

(3) A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、3 A及び3 Bページの表の㉔中の測定点の番号と一致するように、図面には次のように記入すること。

i 測定点が1点の場合.....①~n

ii 測定点が2点以上の場合には次のように記入する。

①~n₁ n₁+1~n₂ n₂+~n₃

(記録表)

㉔ 測定点番号
①
2
③
4
5
⑥
7

(図面)

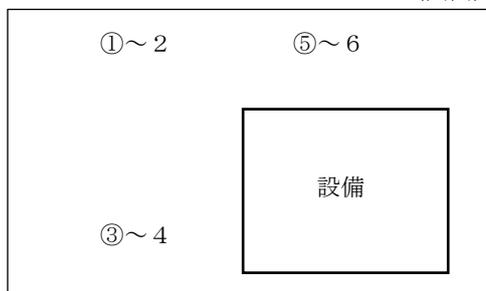


図1 繰り返し測定の記入例

(4) 設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く場合には、その旨を(注)として記述すること。

[記号] ①、②、③……: A測定点 ㉕: B測定点 ●: 併行測定点 ☒: 発生源

- ☒: 囲い式フード
- △: 外付け式フード
- ←: 気流方向
- ⊙: 気流滞留状態
- ⊕: 上昇気流
- ⊖: 下降気流
- ⊗: 気流拡散状態
- ⊙: 気象測定地点
- ⊙: 労働者位置
- ⊙: 労働者移動位置
- : 単位作業場所の範囲
- ☒: 換気扇
- ☒: 扇風機
- ⇄: プッシュプル

3 A及び3 Bページに掲げる表

3 Bページに掲げる表のみ

(1) 2日間測定を行う場合又は6物質(監督署長許可を受けている場合にあつては、5物質)以上の場合には、3 Bページを2枚用いて記録すること。

(2) 監督署長許可を受けている場合には、㉔に(検)と、㉕C₀に検知管の指示値を記入し、㉗ $\sum_{i=1}^n C_i/E_i$ に測定値(換算値)を記録すること。

No.	A	B
㉔	欠番	㉗で記入した名称を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合は、第1欄(検)と記入すること。
㉕	欠番	作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。)別表に従って記入すること。
㉖	相対濃度の表示単位を記入すること。	欠番
㉔	A測定を同一測定点で繰り返し行ったときは、2 A及び2 Bページの図面中の測定点の番号と一致していること。監督署長許可により検知管を用いて併行測定を行った場合には、その測定点を○で囲むこと。	
㉕	相対濃度指示方法による測定の場合には、㉔の値を用いて質量濃度を求めて記入すること。	各測定点における有害物質の濃度を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合、検知管の指示値を記入すること。
㉖	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値を記入すること。監督署長許可を受けている場合には、㉔の値を用いて換算値を求めて記入すること。
㉗	欠番	各測定点における有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値の和を記入すること。
㉘	2以上の測定点においてB測定を実施した場合には、その値をそれぞれ記入すること。	
㉙	㉑の実際に測定した作業環境測定士が各項目について平易に記入すること。 [作業工程と発生源及び労働者数]	

<p>有害物質が発生する作業工程を関連作業を含めて具体的に記載し、発生源となる設備や作業を全て明記し、労働者数(関連作業者数も含む)もこの欄に記載する。</p> <p>[設備、排気装置の稼働状況] 有害物の発生に関わるような装置や設備及び局所排気装置や換気扇などの有害物の抑制に関わるような装置の稼働状況(稼働時間や稼働回数)を具体的に記入する。また、通常稼働時との比較なども記載する。なお、排気装置が無い場合はその旨がわかるように記入する。</p> <p>[ドア、窓の開閉、気流の状況] どのドアや窓が開放され、どのように影響を与えているか具体的に記載する。エアコンや天井ファンなどによる気流の影響についても記入する。</p> <p>[当該単位作業場所の周辺からの影響] 工場内の同じフロアに単位作業場所が2つ以上ある場合など、周辺の作業場からの影響について具体的に記入する。</p> <p>[各測定点に関する特記事項] ①他の測定点より高濃度又は低濃度になるとと思われる点については、作業による影響や局所排気装置などの稼働状況、設備からの漏洩の有無、サンプリングの順序など高濃度になる原因と考えられる事項を漏らさずに記入する。 ①B測定を検知管で行った場合、使用した検知管の数と測定方法(均等分割、連続)を記入することが望ましい。</p> <p>[天候、温度、湿度、気流] 天候や作業場内の温湿度、気流の状態は、有害物質の発生量や拡散の状況などを把握する重要なデータなので実測値を記入する。</p>

4 A及び4 Bページに掲げる表

4 Aページの「8 粉じん濃度の測定に使用した機器等」の測定方法別に該当する箇所記入をすること。ただし、イの測定はすべての測定点で質量濃度を測定する場合であること。併行測定を行った場合には、イ、ロに記入する。
2日間測定を行う場合には、4 Aページを2枚用いて記録すること。

No.	A	B
④①		該当する項目をすべて○で囲むこと。検知管を○で囲んだ場合、()内に使用した検知管を記入すること。その他を○で囲んだ場合には、()内に試料採取方法を記入すること。
④②		④①で○をつけたすべての方法について記入すること。捕集袋による採取の場合には、使用した捕集袋の容量も記入すること。
④③	吸入性粉じんの分粒特性を踏まえて設定した吸引流量を記入すること。	各労働者に装着したポンプの吸引流量を記入すること。(吸引流量が明らかでない場合は除く。)
④④		一つの試料の捕集に要した時間を記入すること。
④④-(2)	使用した天秤の機器名と型式を記入すること。また、()内には読取限度を記入すること。	欠番
④④-(3)	使用したろ過材の名称と型式を記入すること。	欠番
④⑦	厚生労働大臣の登録を受けた者によって較正された年月日を記入すること。	一つの試料の捕集量を記入すること。検知管法の場合は使用した検知管1本あたりの捕集量を記入する。
④⑧		該当する項目を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合には()内に分析方法を記入すること。
④⑧-(2)	併行測定時間を記入すること。	欠番
④⑧-(3)	相対濃度計によるA測定点の測定時間を記入すること。また前の測定終了から次の測定開始までの間隔時間を()内に記入すること。(A測定のサンプリング時間に全測定点を乗じた数が10分以上になること。)	欠番

49-(2)	欠番	サンプリング試料の分析に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また()内は実日数を記入すること。
51	[]内には33で記入した単位を記入すること。	
52		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
53	捕集時間を記入すること。	
53-(2)	ろ過材に捕集された粉じんの質量を記入すること。	欠番
54		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
56	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
58	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
59	平成2年7月17日付け基発第462号通達の記の第1の2に示す値を記入すること。	欠番

5 A及び4 Bページに掲げる表

No.	A	B
61	定性分析・定量分析に該当する項目を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合には、()内に測定方法を記入すること。	欠番
61 - (2)	自機関又は外部委託の場合は、該当する項目を○で囲むこと。外部委託の場合は、委託機関名等を記入すること。	欠番
62	「試料の種類」、「粒度調整方法」のそれぞれについて該当する項目を囲むこと。	欠番
62-(2)	該当する物質を○で囲むこと。	欠番
62-(3)	定性分析で該当した物質の定量値を記入すること。	欠番
63	Qの値を求める場合には、計算に用いる各物質の値を()内に記入のうえ、計算すること。	欠番
63-(2)	遊離けい酸含有率の測定に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また、()内は実日数を記入すること。	欠番
71	評価値の計算に用いた「M」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $M = \sqrt{M_1 \cdot M_2}$ 又は $\log M = (\log M_1 + \log M_2) / 2$ (1日間の場合) $M = M_1$	
72	評価値の計算に用いた「σ」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) / 2 + (\log M_1 - \log M_2)^2 / 2}$ (1日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}$	
73	評価基準第3条に従って算出した第1評価値を記入すること。	
74	評価基準第3条に従って算出した第2評価値を記入すること。	
75	38に2以上の数値がある場合には、最大値を記入すること。ただし、定量下限の値に満たない場合は、定量下限の値を記入すること。	
81		[]内は該当する項目を○で囲むこと。(混合有機溶剤の場合は無次元を○で囲むこと。)
82	該当する項目を○で囲むこと。	
83	該当する項目を○で囲むこと。	
84	該当する項目を○で囲むこと。	
85	評価を行った者の氏名を記入すること。	

1 C及び1 Dページに掲げる表

No.	C	D
-----	---	---

⑪	実施の項目別に業務に携わった作業環境測定士の氏名を記入すること。なお、当該作業環境測定士は個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定士とすること。
⑬	特定化学物質の第1類にあつては特1・第2類にあつては特2を、有機溶剤の第1種にあつては有1・第2種にあつては有2を、鉛にあつては鉛を○で囲むこと。
⑭	当該作業場で発散する物質の名称をクレール、タルク、カーボンブラック、石英、亜鉛、アーク溶接ヒューム等具体的に記入すること。
⑮	kg、L等単位も忘れずに記入すること。
⑯	欠番 鉛にあつては、安衛法施行令別表第4、有機溶剤にあつては、有機則第1条第1項第6号に掲げる業務の記号を記入すること。
⑰	欠番 特定化学物質にあつては、安衛法施行令別表第3、有機溶剤にあつては、安衛法施行令別表第6の2に掲げる物質の名称を記入すること。
⑱	欠番 ㉑で有の場合、平成2年7月17日付け基発第461号通達を参照して算出した値を記入すること。
⑲	最も早く測定を開始した労働者の測定開始時間と、最も遅く測定を終了した労働者の測定終了時間を記入すること。 例 労働者A:9時00分～15時00分、労働者B:10時00分～17時00分の場合、 開始時刻:9時00分 終了時刻:17時00分
⑳	D測定値が2以上得られた場合には、そのうち最大の値が得られた日時等を記入すること。
㉑	測定を実施した単位作業場所が分かるように番号等を記入すること。
㉒	おおよその広さを記入すること。
㉔	㉓の数と異なる場合のみ記入すること。記入しない場合には、「-」を記入すること。
㉕	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記入すること。 (1) 有害物の分布の状況 発生源の特定、有害物の拡散状況とその拡散範囲。 (2) 労働者の作業中の行動範囲及び作業時間 有害物にばく露する作業に従事するすべての労働者の行動範囲及び「㉗ C測定のスプリング計画」で必要となる作業時間。 (3) 単位作業場所の範囲を決定した理由 (1) 有害物の分布の状況及び(2) 労働者の作業中の行動範囲を踏まえた記載とすること。
㉗	デザインを実際に行った作業環境測定士が次の項目について、決定した理由を含めて記述すること。 (1) 均等ばく露作業の内容及び場所 単位作業場所内の作業を特定し、単位作業場所における労働者の作業中の行動範囲、測定対象物質の分布等の状況等を踏まえて判断した内容。 (2) 均等ばく露作業内の試料採取機器装着者の人数及び作業内容 (1) で特定された均等ばく露作業の人数、作業内容。 (3) 試料採取等の時間(時刻) 単位作業場所の設定時に確認した作業時間を記載する他、休憩時間なども記載すること。 (4) 均等ばく露作業の労働者数が5人未満であつて、試料採取時間を均等に分割した場合は、採取試料数及び試料採取時間等。
㉗-2)	デザインを実際に行った作業環境測定士が、次の事項を記述すること。 (1) 作業の内容及び「同一作業を反復する等労働者にばく露される化学物質等の濃度がほぼ均一であることが見込まれるもの」に該当する理由 (2) 試料採取時間(時刻)(2時間を下回らない範囲内であること。)
㉘	デザインを実際に行った作業環境測定士が決定理由を記述すること。 (3)の労働者番号は、「6 測定データの記録」[D測定データ]に記入されたC _{D1} 、C _{D2} などと一致させること。また、その労働者を選定した理由についても記載すること。複数の労働者に対してD測定を行った場合又は同一の労働者に複数のD測定を行った場合は、その旨がわかるように記載すること。
㉙	欠番 監督署長許可を受けている場合に記入すること。

2C・2Dに掲げる図面

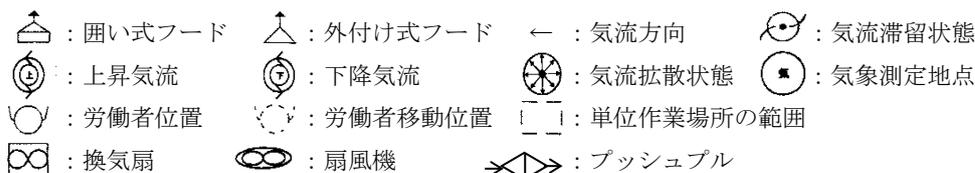
- (1) 事業場名、作業場名を記入する。図面に関しては、測定実施時の単位作業場所及びその周囲との様子が理解

できるように、〔記号〕を参照して、主要な設備、C測定 of 労働者、D測定 of 労働者、局所排気装置 of フードの位置、気流の滞留状態、労働者の位置、単位作業場所の範囲、風速及び風向き等を記入すること。また、必要に応じ、発生源、全体換気装置、窓等の開口部等の位置等も記入すること。労働者の移動は矢印を用いて、両方向の移動は「<……>」、片方向の移動は「<……」のように表記すること。ただし、一つの作業場に単位作業場所が2以上ある場合や単位作業場所が複数の作業場にまたがる場合には、単位作業場所の位置関係が分かるような図又は単位作業場所の四方が仕切られていない場合には単位作業場所の周辺の作業場が分かるような図を併記すること。この際、同一用紙上に記入できない場合には別紙として添付してもよい。

(2) その他必要とする記号等は、記号のところに必ず記号と説明とを記入すること。

(3) C測定を同一労働者について繰り返し行ったときは、図面には繰り返し測定の番号は記入せずに労働者番号(①、②、③・・・)のみを記入する。なお、図面のC測定 of 労働者番号が3Cページの表の③④中のNo.(労働者番号)と一致するように、「②⑦ C測定 of サンプルング計画」でその関係を明確にしておくこと。D測定 of 対象労働者の表記は、D1、D2とすること。C測定とD測定を同一労働者について実施した場合は、その労働者にC測定 of 労働者番号とD測定 of 対象労働者の表記を行う(①D1 など)。なお、D測定 of 対象労働者の表記は、3Cページの表の③④中のD測定データの表記(C_{D1}・・・)と一致させること。

〔記号〕 ①、②、③……：C測定 of 労働者 ④：D測定 of 労働者 ㊦：発生源



3C・3Dページに掲げる表

- (1) 2日間測定を行う場合又は6物質(監督署長許可を受けている場合にあっては、5物質)以上の場合には、3Cページを2枚用いて記録すること。
- (2) 監督署長許可を受けている場合には、③⑩に(検)と、③⑤C_⑩に検知管の指示値を記入し、③⑦ $\sum_{i=1}^n C_i/E_i$ に測定値(換算値)を記録すること。

No.	C	D
③⑩	欠番	④⑦で記入した名称を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合は、第1欄に(検)と記入すること。
③⑪	欠番	評価基準表に従って記入すること。
③⑫	相対濃度の単位を記入すること。	欠番
③⑬	C測定を同一労働者に対して繰り返し行ったときは、2C及び2Dページの図面中の労働者番号と3C及び3Dページの表の③④中のNo.(労働者番号)の関係が「②⑦ C測定 of サンプルング計画」で確認できるようになっていること。	監督署長許可により検知管を用いて併行測定を行った場合には、そのNo.の横に(検)と記入すること。
③⑭	相対濃度指示方法による測定の場合には、④⑨の値を用いて質量濃度を求めて記入すること。	各労働者の有害物質の濃度を記入すること。監督署長許可により検知管を用いて測定を行った場合、検知管の指示値を記入すること。
③⑮	欠番	各労働者の有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値を記入すること。監督署長許可を受けている場合には、④⑨の値を用いて換算値を求めて記入すること。
③⑯	欠番	各労働者の有害物質の濃度を各有害物質の管理濃度で除した値の和を記入すること。
③⑰	2人以上の労働者においてD測定を実施した場合には、その値をそれぞれ記入すること。	

4C及び4Dページに掲げる表

No.	C	D
④①	④①の実際に測定した作業環境測定士が各項目について平易に記入すること。 〔作業工程と発生源及び労働者数〕 有害物質が発生する作業工程を関連作業を含めて具体的に記載し、発生源となる設備や作業を全て明記し、労働者数(関連作業者数も含む)もこの欄に記載すること。	

[設備、排気装置の稼働状況]
有害物の発生に関わるような装置や設備及び局所排気装置や換気扇など有害物の抑制に関わるような装置の稼働状況(稼働時間や稼働回数)を具体的に記入すること。また、通常の稼働時との比較なども記載すること。なお、排気装置が無い場合はその旨がわかるように記入すること。

[ドア、窓の開閉、気流の状況]
どのドアや窓が開放され、どのように影響を与えているか具体的に記載すること。エアコンや天井ファンなどによる気流の影響についても記入すること。

[当該単位作業場所の周辺からの影響]
他の作業場からの影響のほか、単位作業場所以外でも吸引ポンプを継続してオンにして測定する場合、単位作業場所以外で、測定対象物質のばく露がないことや妨害物質がないことを判断した理由などを記述すること。もし、測定中に天候、温度、湿度、気流の急激な変化により測定に影響を及ぼした場合は、その試料採取時間内の変化の状況を記載すること。

[各労働者のサンプリング状況、試料採取機器装着者の労働者番号と測定データ番号の対応関係]には、[C測定データ]の④のNo.(労働者番号)ごとに測定開始時刻と測定終了時刻を記入すること。なお、以下のように表形式で記載することも可能であること。

(記載例)

No.(労働者番号)	回数	作業の内容	作業時間	試料採取時間(時刻)	特記事項
1 (1)	1	吹付け塗装	9:00~16:00	9:00~12:00	塗料の吹き返しあり
2 (1)	2	吹付け塗装	9:00~16:00	13:00~16:00	
3 (2)	1	吹付け塗装	9:00~16:00	9:00~12:00	
4 (2)	2	吹付け塗装	9:00~16:00	13:00~16:00	
5 (3)	1	吹付け塗装	9:00~16:00	9:00~12:00	
6 (3)	2	吹付け塗装	9:00~16:00	13:00~16:00	

5C、6C及び5Dページに掲げる表

No.	C	D
④		該当する項目をすべて○で囲むこと。検知管を○で囲んだ場合、()内に使用した検知管を記入すること。その他を○で囲んだ場合には、()内に試料採取方法を記入すること。
④		④で○をつけたすべての方法について記入すること。捕集袋による採取の場合には、使用した捕集袋の容量も記入すること。
④	各労働者に装着したポンプの吸引流量を記入すること。(吸引流量が明らかでない場合は除く。)	
④	一つの試料の捕集に要した時間を記入すること。ただし、③で労働者ごとのサンプリング状況を記載した場合は、記入しなくてもよい。	
④-(3)	使用したろ過材の名称と型式を記入すること。	欠番
④	厚生労働大臣の登録を受けた者によって較正された年月日を記入すること。	一つの試料の捕集量を記入すること。検知管法の場合は使用した検知管1本あたりの捕集量を記入する。
④		該当する項目を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合には()内に分析方法を記入すること。
④-(2)	併行測定時間を記入すること。	欠番
④-(3)	相対濃度計によるC測定点の測定時間を記入すること。	欠番
④-(2)	欠番	サンプリング試料の分析に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また()内は実日数を記入すること。
⑤	[]内には③で記入した単位を記入すること。	
⑤		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
⑤	捕集時間を記入すること。	

㉔-②	ろ過材に捕集された粉じんの質量を記入すること。	欠番
㉕		混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㉖	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値を記入すること。
㉗	欠番	混合有機溶剤の測定の場合は、換算値変換係数を記入すること。
㉘	平成2年7月17日付け基発第462号通達の記の第1の2に示す値を記入すること。	欠番
㉙	測定方法を○で囲むこと。その他を○で囲んだ場合は、()内に測定方法を記入すること。	欠番
㉚-②	自機関又は外部委託の場合は、該当する項目を○で囲むこと。外部委託の場合は、委託機関名等を記入すること。	欠番
㉛	「試料の種類」、「粒度調整方法」のそれぞれについて該当する項目を囲むこと。	欠番
㉜-②	定性分析で該当する物質を○で囲むこと。	欠番
㉜-③	定量分析で該当した物質の定量値を記入すること。	欠番
㉝	Qの値を求める場合には、計算に用いる各物質の値を()内に記入のうえ、計算すること。	欠番
㉞-②	遊離けい酸含有率の測定に係る前処理、分析等を実施した期間を記入すること。また、()内は実日数を記入すること。	欠番
㉟	評価値の計算に用いた「M」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $M = \sqrt{(M_1 \cdot M_2)}$ 又は $\log M = (\log M_1 + \log M_2) / 2$ _____ (1日間の場合) $M = M_1$	
㊱	評価値の計算に用いた「σ」は、次式を用いて算出した値を記入すること。 (2日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{((\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) / 2 + (\log M_1 - \log M_2)^2 / 2)}$ (1日間の場合) $\log \sigma = \sqrt{(\log^2 \sigma_1 + 0.084)}$	
㊲	評価基準第3条に従って算出した第1評価値を記入すること。	
㊳	評価基準第3条に従って算出した第2評価値を記入すること。	
㊴	㉞に2以上の数値がある場合には、最大値を記入すること。ただし、定量下限の値に満たない場合は、定量下限の値を記入すること。	
㊵		()内は該当する項目を○で囲むこと。(混合有機溶剤の場合は無次元を○で囲むこと。)
㊶	該当する項目を○で囲むこと。	
㊷	該当する項目を○で囲むこと。	
㊸	該当する項目を○で囲むこと。	
㊹	評価を行った者の氏名を記入すること。	